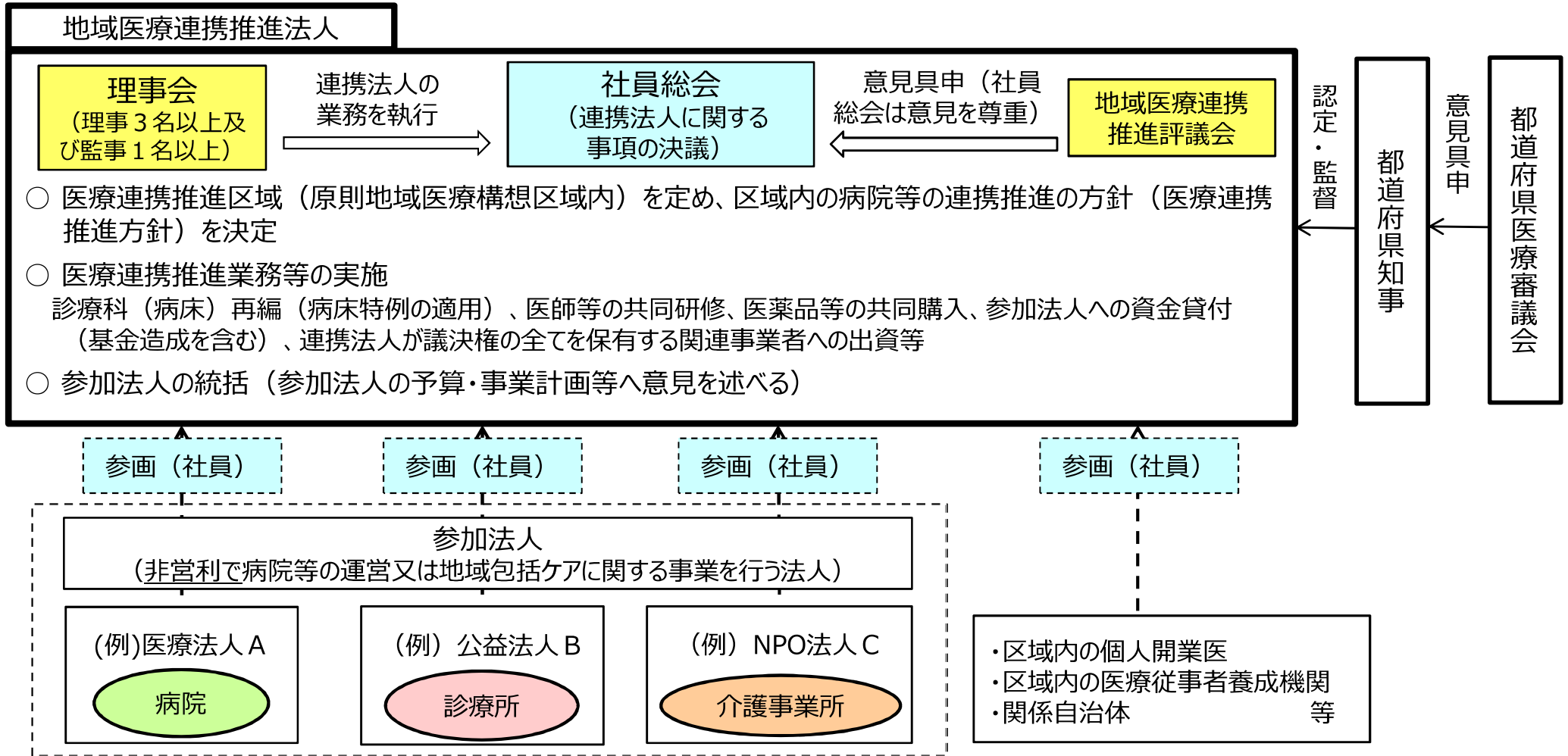


地域医療連携推進法人よねざわヘルスケアネット の認定等について

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が 2 以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の認定について

1 法人概要

(1) 名称・主たる事務所の所在地

名 称	地域医療連携推進法人よねざわヘルスケアネット
主たる事務所の所在地	山形県米沢市相生町6番36号

(2) 医療連携推進業務の内容

【病院等相互間の機能の分担及び業務の連携】

- ・ 医療機能の分担及び業務連携のための取組
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 医療従事者の確保・育成・人材交流の取組
- ・ 共同研修の仕組みづくり
- ・ 医療機器の共同利用
- ・ 医療材料・薬品費等の共同交渉・共同購買
- ・ 委託業務の共同交渉

【介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業】

- ・ 地域包括ケアを構成する各事業所との連携体制の整備

(3) 医療連携推進区域

米沢市

(4) 参加法人

	法人名	病院・施設名又は事業名
①	米沢市	米沢市立病院
②	一般財団法人三友堂病院	三友堂病院

2 認定基準（医療法第70条の3第1項各号、第70条の4）の適合性

1. 医療連携推進方針について

(1) 医療連携推進方針に、下記の事項を記載していること。(法第70条の3第1項第5号)

- ・ 医療連携推進区域
- ・ 参加法人が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項
- ・ 当該事項の目標に関する事項
- ・ 運営方針・参加法人に関する事項

必要事項を医療連携推進方針に記載しているか

適（資料1-4）

2. 議決権について

(1) 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。

また、参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半数を占めているものであること。(法第70条の3第1項第8号、11号)

<社員の構成>

	区 分	法人名等	議決権数
参 加 法 人	病院、診療所 又は介護老 人保健施設 を開設する 法人	① 米沢市	1
		② 一般財団法人三友堂病院	1
	介護事業等 に係る施設 または事業 所を開設し、 または管理 する法人	③ —	—
その他の社員	④ —	—	—
議決権総数 ⑤ (①~④の合計)			2

・病院等を開設する参加法人の議決権 及び介護事業等法人の議決権の数	(病院等開設) 2 (①+②) > (介護事業等) 0 (③)
・総社員における参加法人の議決権の 割合	1 [(①+②+③) / ⑤] > 0.5

(2) 社員は、各 1 個の議決権を有するものであること。

(法第 70 条の 3 第 1 項第 10 号)

社員は各 1 個の議決権を有するものであるか	適 (資料 1 - 5 : 定款第 21 条)
------------------------	----------------------------

3. 役員について

(1) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

(法第 70 条の 3 第 1 項第 13 号)

- ・ 理事 3 人以上、監事 1 人以上であること。
- ・ 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること。
- ・ 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。

理事の数 (3 人以上)	適 (6 人) ※登記簿で確認済
監事の数 (1 人以上)	適 (2 人) ※登記簿で確認済
各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることがないものであること	適 (25.0%) ※次表参照
理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者 (医師等) であること	適 (5 人) ※次表参照

<理事・監事の氏名、所属・役職名>

	氏名	所属・役職名	親族等	医師等
理事	大河原 真樹	米沢市副市長	—	—
	渡邊 孝男	米沢市病院事業管理者	—	○
	松本 幸夫	米沢市立病院統括副院長	—	○
	仁科 盛之	一般財団法人三友堂病院代表理事	○	○
	仁科 武人	一般財団法人三友堂病院副院長	○	○
	穂坂 雅之	一般財団法人三友堂病院理事	—	○
監事	和田 晋	米沢市立病院事務局長	—	—
	大峽 雅男	一般財団法人三友堂病院理事	—	—

4. 運営について

- (1) 医療連携推進業務を行うのに直接要する費用について、法人全体に共通して発生する費用または法人運営のために毎年度経常的に要する費用を含めた合計額に占める事業比率が50%超であること。(法第70条の3第1項第1号)

事業比率（令和5年度収支見込み）	適（59.6%）
------------------	----------

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	(295,000円)
② その他業務会計の経常費用計	(0円)
③ 法人会計の経常費用計	(199,920円)
事業比率 = ① / (① + ② + ③)	

- (2) 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
(法第70条の3第1項第2号)

<p>【経理的基礎】</p> <p>・ 財務基盤の明確化について 医療連携推進業務に要する財源は、参加法人より徴収する。 管理経費については、参加法人より毎年徴収する会費収入で十分充当できるものだが、想定外の突発的な費用に対しては臨時会費を徴収し対応する。</p> <p>・ 経理処理・財産管理の適正性について 経理処理は地域医療連携推進法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成する。会計伝票及び会計帳簿、証憑関係は適切な管理のもと、主たる事務所において保管する。 財産管理についても関係法令を遵守し適切な管理を行う。</p> <p>適（収入見込みがあり、会計帳簿や財産が適切に管理され、経理的基礎を有している）</p>
--

<p>【技術的能力】</p> <p>・ 業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について 参加法人内で人事交流を実施することで、専門的人材を確保、技術の共有を図り本事業に活用する。 設備については、令和5年11月の開院に合わせ、両院が必要な設備を整備する。</p> <p>適（人事交流による専門的人材の確保や、両院が必要な設備を整備しており、技術的能力を有している）</p>
--

- (3) 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益（施設の利用、金銭の貸付け、資金の譲渡、給与の支給、その他財産の運用及び事業の運営）を与えないものであること。(法第70条の3第1項第3号)

特別の利益を与えない	適（該当なし）
------------	---------

(4) 医療連携推進業務以外の業務を実施する場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(法第70条の3第1項第4号)

医療連携推進業務以外の業務が医療連携推進業務の実施に支障を及ぼさないか	適（医療連携推進業務以外の業務なし）
-------------------------------------	--------------------

5. 定款の記載について（資料1-5関係）

(1) 医療連携推進区域を定款で定めていること（法第70条の3第1項第6号）

医療連携推進区域を定款で定めているか	適（定款第4条）
--------------------	----------

(2) 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第7号)

①参加法人（営利を目的とする法人を除く）

- ・ 医療連携推進区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- ・ 医療連携推進区域において介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業を開設し、又は管理する法人

②地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者

個人開業医、介護事業等を行う個人、参加法人になることを希望としない法人、大学等の医療従事者の養成機関の開設者、地方自治体等

社員が、参加法人又は地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限る旨、定款で定めているか	適（定款第8条）
---	----------

(3) 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

(法第70条の3第1項第9号)

社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであるか	適（定款上該当する条件を付していない）
--	---------------------

(4) 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（社員等）としない旨を定款に定めていること。（法第70条の3第1項第12号）

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としない旨を定款で定めているか	適（定款第10条、第26条）
---	----------------

(5) 代表理事を1人置いているものであること。(法第70条の3第1項第14号)

代表理事を1人置いているか	適(定款第24条)
---------------	-----------

(6) 理事会を置いているものであること。(法第70条の3第1項第15号)

理事会を置いているか	適(定款第31条)
------------	-----------

(7) 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第16号)

- ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。
- ・ 参加法人が予算の決定等の重要な決定をするに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

前記要件を満たす、地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているか	適(定款第37~38条)
------------------------------------	--------------

(8) 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないとする旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第17号)

参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならない旨を定款で定めているか	適(定款第12条)
---	-----------

(9) 医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、財産残額がある場合は、医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分のないもの又は財団法人たる医療法人(以下「国等」という)に贈与する旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第18号)

認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与する旨を定款で定めているか	適(定款第56条)
-----------------------------------	-----------

(10) 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第19号)

清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているか	適 (定款第57条)
--------------------------------------	------------

6. 欠格事由について

(1) 医療連携推進認定の欠格事由に該当しないこと。(法第70条の4)

区 分	欠格事由に 該当しない
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	適
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	適
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者	適
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)	適
② 医療法第70条の第21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	適
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	適

代表理事の選定の認可について

代表理事の選定の認可について（医療法第 70 条の 19）

1 代表理事の氏名

渡邊 孝男（わたなべ たかお）

（略歴）

年 月 日	職 歴
昭和 49 年 3 月 31 日	東北大学医学部医学科卒業
昭和 57 年 4 月 1 日	米沢市立病院診療部 脳神経外科 医長
平成 5 年 4 月 1 日	米沢市立病院第二診療部長（脳神経外科長 兼任）
平成 7 年 7 月 23 日	参議院議員（三期）
平成 25 年 10 月 1 日	米沢市立病院長 就任
平成 27 年 10 月 10 日	米沢市病院事業管理者兼病院長 就任
平成 30 年 4 月 1 日	米沢市病院事業管理者 就任
令和元年 10 月 10 日	米沢市病院事業管理者 再任
令和 5 年 1 月 1 日	米沢市病院事業管理者兼病院長 就任
令和 5 年 4 月 1 日	米沢市病院事業管理者 就任
	現在に至る

2 代表理事の選定理由

渡邊氏は、平成 27 年 10 月に米沢市病院事業管理者に就任以降、平成 28 年 6 月の地域包括ケア病棟、同年 8 月の訪問看護ステーション開設時、また、令和 2 年 7 月の地域医療支援病院の指定を受ける際に、中心的な役割を担ってきた実績がある。

そのようなことから、当法人の設立に当たり、地域医療連携推進法人制度の趣旨である地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築に向けて、参加法人の中で中心的な役割を担うことができるため。

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

山形県米沢市

2. 参加法人

米沢市

一般財団法人三友堂病院

3. 理念・運営方針

(理念)

人口減少、少子高齢化、医療従事者の不足の状況下において、米沢市における地域医療・介護提供体制の維持・発展に資することを目的とし、各医療機関等の医療連携を推進し、医療、介護、在宅サービスを円滑、かつ永続的に提供することを目指す。

(運営方針)

- 参加法人において果たすべき役割を明確化し機能分担を図ることにより、地域医療、介護サービスの提供体制の維持、強化と参加法人の経営効率化を図る。
- 具体的には、以下の3点を推進する。
 - ① 病床機能の再編、診療機能の効率化・適正化
 - ② 参加法人が一体となった医療従事者の確保と人材の育成を行う環境づくり
 - ③ 参加法人間における人材交流、共同利用、共同購買等による協調体制

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医療機能の分担及び業務連携のための取組

診療機能を集約化・機能分担を行い、患者の状態に応じて、病院間で患者の紹介、逆紹介を進めていく。そのために、参加法人間での患者情報の共有、各病院間での横断的な入院調整機能を構築する。また、医療需要に応じて病床規模の適正化を図るため、病床調整を行うことも検討する。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。

(3) 医療従事者の確保・育成・人材交流の取組

米沢市内において救急医療を始め、急性期から慢性期まで安定的に医療サービスを提供するため、地域全体で医師を始めとする医療従事者を確保・育成・人材交流する仕組みを構築する。

(4) 共同研修の仕組みづくり

各病院が実施している各種研修（接遇、医療安全、クレーム対策等）を参加病院共同で実施することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の削減、業務量の軽減を図る。

(5) 医療機器の共同利用

参加法人間での機能分担、重複投資の抑制を図るため、CT、MRI等の高額医療機器については共同利用できる仕組みを構築する。

(6) 医療材料・薬品費等の共同交渉・共同購買

医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際して、参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。

(7) 委託業務の共同交渉

参加法人が個々に委託する業務について、スケールメリットを活かせるものを選定し、共同交渉を行う。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

地域包括ケアを構成する各事業所と連携し、入院患者が住み慣れた地域に戻り、在宅療養生活へと円滑に移行できるよう体制を整備する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

一般社団法人 よねざわヘルスケアネット
定 款

定 款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人よねざわヘルスケアネットと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を山形県米沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携と介護事業の連携を推進するために必要な医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、山形県米沢市とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療従事者の資質向上に関する共同研修
- (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入
- (3) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するためのその他の事業
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に関する事業を行う。

第3章 基金

第7条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第4章 社員

(法人の構成員)

第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1) 又は (2) の法人のうち、医療法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第9条 本法人の社員になろうとする者は、社員総会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第10条 以下の者については、社員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第11条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第12条 第8条の(1) 又は (2) の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更

- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

（任意退社）

第 13 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第 14 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第 15 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 11 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 5 章 社員総会

（構成）

第 16 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、各役員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 26 条 以下の者については、役員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第 33 条 代表理事の選定及び解職は、山形県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第 34 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 37 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、6 名以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 38 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 12 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 40 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第 9 章 資産及び会計

第 41 条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の資産
- (2) 設立後取得した資産
- (3) 基金

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(事業年度)

第 42 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本法人は、毎事業年度終了後 2 箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、当該貸借対照表

及び損益計算書を保存しなければならない。

- 3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。
- 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第45条 本法人の理事は、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第46条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第47条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款
- (2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 本法人は、社員総会の日の1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 本法人は、社員総会の日の1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

第48条 本法人は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を山形県知事に届け出なければならない。

第49条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

第50条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 52 条 この定款の変更は、山形県知事の認可をもって、その効力を生じる。

第 53 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を山形県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 54 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、山形県知事の認可を受けなければならない。

第 55 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、山形県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団法人又は社団法人たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 57 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団法人又は社団法人たる医療法人であ

って持分の定めのないものに贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により行う。

第 12 章 雑 則

第 59 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

山形県米沢市金池五丁目 2 番 25 号

米沢市

山形県米沢市中央六丁目 1 番 219 号

一般財団法人三友堂病院

2 本法人の設立時役員の名前は、次のとおりである。

設立時代表理事 渡邊孝男

設立時理事 渡邊孝男、大河原真樹、大串雅俊、仁科盛之、穂坂雅之、仁科武人

設立時監事 和田晋、大峽雅男

3 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

4 この定款の第 33 条、第 52 条、第 54 条第 3 項及び第 56 条の規定は、医療法第 70 条に規定する医療連携推進認定を受けた日から施行する。

5 医療法第 70 条に規定する医療連携推進認定を受ける日まで、この定款の第 28 条第 2 項中「2 年」とあるのは、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」とする。

6 医療法第 70 条に規定する医療連携推進認定を受けた日をもって、附則第 4 項乃至本項は削除する。

以上、一般社団法人よねざわヘルスケアネット 設立のため、設立時社員 米沢市 他1名の定款作成代理人であるL A E司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

2022年11月14日

設立時社員 米沢市
米沢市長 中川 勝

設立時社員 一般財団法人三友堂病院
代表理事 仁科 盛之

上記設立時社員2名の定款作成代理人

L A E司法書士法人
社員 佐川 圭介



変 更 定 款

2022年11月24日、登簿管理番号第22-3903000602000321号をもって山形地方法務局所属公証人 榮孝也が認証した一般社団法人よねざわヘルスケアネットの定款の一部を、以下のように変更する。

第37条を次のように改める。

(構成)

第37条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、6名以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、本条第2項に掲げる者の中から選任する。

第48条を次のように改める。

第48条 本法人は、毎事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を山形県知事に届け出なければならない。

附則2を次のように改める。

2 本法人の設立時役員の氏名は、次のとおりである。

設立時代表理事 渡邊孝男

設立時理事 渡邊孝男、大河原真樹、松本幸夫、仁科盛之、穂坂雅之、仁科武人

設立時監事 和田晋、大峽雅男

附則4を次のように改める。

4 この定款の第33条、第39条、第44条第4項、第48条、第50条、第52条、第53条、第54条第3項、第55条第2項及び第56条の規定は、医療法第70条に規定する医療連携推進認定を受けた日から施行する。

附則5を次のように改める。

5 医療法第70条に規定する医療連携推進認定を受ける日まで、この定款の第28条第2項中「2年」とあるのは、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」とし、第44条第5項は「本法人は、第3項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。」とし、第46条中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは、「貸借対照表」とする。

上記定款を変更するため、設立時社員 米沢市 他 1 名の変更定款作成代理人である
L A E 司法書士法人は、電磁的記録である本変更定款を作成し、電子署名する。

令和 5 年 1 月 1 0 日

設立時社員 米沢市
米沢市長 中川 勝

設立時社員 一般財団法人三友堂病院
代表理事 仁科 盛之

上記設立時社員 2 名の変更定款作成代理人
L A E 司法書士法人
社員 佐川 圭介

